

立教学院健康保険組合契約保養所利用規程

施行 昭和 61 年 4 月 1 日
改正 1991 年 4 月 1 日
1995 年 4 月 1 日
2011 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 立教学院健康保険組合（以下「組合」という。）は、その特約する宿泊施設（以下「契約保養所」という。）を組合員及び被扶養者の健康増進のための利用に充てる。

(契約保養所の指定)

第 2 条 組合で特約する契約保養所は、次の宿泊施設とする。

- (1) 株式会社ジェイティービー、日本旅行及び近畿日本ツーリストの指定宿泊施設
- (2) 特に組合で認めた日本国内の宿泊施設

(補助金の申請)

第 3 条 契約保養所の利用補助金は、組合所定の契約保養所利用補助金申請書に宿泊の領収書を添付して申請するものとする。

(補助金申請の限度)

第 4 条 組合員が補助金の申請を行うことができる回数は、年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）2 回限りとし計 2 泊を限度とする。

(補助金の支給)

第 5 条 契約保養所を利用した者に対する組合の補助金は次のとおりとする。組合員に対し 1 泊に付 4,000 円とする。ただし、利用料金が 4,000 円に満たない場合は、実費を支給する。

2 第 1 項の補助金は、次の各号に該当したときは支給しないものとする。

- (1) 法人又は事業主の事業の一端として判用する場合
- (2) 法人又は事業主が利用に要する費用の一部又は全額を負担する場合

(キャンセル料等)

第 6 条 削除

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会で定める。

附 則

本規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、1991年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年6月22日施行し、2011年4月1日から適用する。